

# ① 中小河川における避難情報の発令基準の変更

## 背景

令和3年7月の水防法改正に伴い、宮城県から中小河川の洪水浸水想定図が順次公表されているところだが、市民への避難情報の発令をより適切に行うため、発令基準を一部見直す必要がある。

## 対応

洪水浸水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する。

警戒レベル	避難情報	発令基準	対象地域
5 黒	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合（危機管理型水位計が設置されている場合に限る）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合
4 紫	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	
3 赤	高齢者等避難	—	

※ 下線部が今回見直しを実施した箇所。

※ 上記の他、降雨や各河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。

# ②中小河川における避難情報発令時の開設避難所

## 背景

中小河川に避難情報を発令する場合、洪水浸水想定区域**周辺**の指定避難所を開設することを基本としていたが、開設対象の避難所が分かりにくいという課題があるため、避難所開設基準を見直す必要がある。

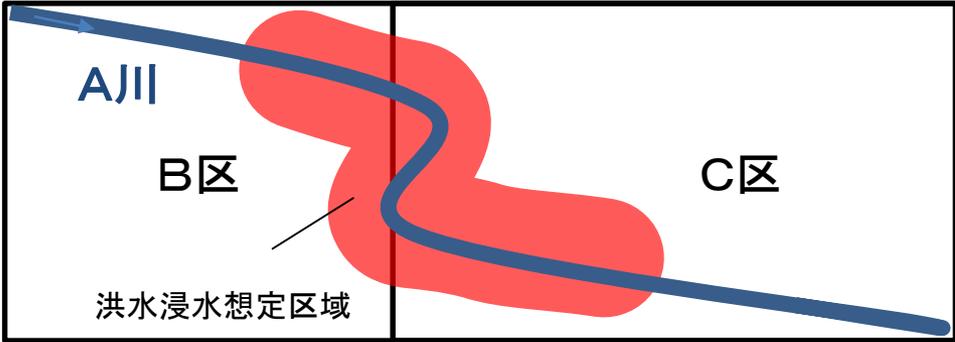
## 対応

避難情報発令の際の開設避難所は、当該中小河川の洪水浸水想定区域を含む**区内の全ての指定避難所を開設対象(※)**とする。

(**現行の洪水予報河川及び水位周知河川の取扱いと同様とする。**)

中小河川 (洪水浸水想定区域図 昨年度公表済)	開設避難所(※)
筑川(上流)、木流堀川、後田川、坪沼川、支倉川	太白区内の指定避難所 (秋保総合支所管内を除く)
藤川	宮城野区内の指定避難所

## 開設避難所イメージ図



**【今年度公表】**  
広瀬川(上流)・七北田川(上流)・梅田川(上流)、  
仙台川、高柳川、要害川、砂押川(上流)

**【例】**  
A川の洪水浸水想定区域に避難情報を発令する場合、該当するB区及びC区内の全ての指定避難所を開設対象(※)とする。

※大雨時初動で開設しない指定避難所及び大雨時に開設しない指定避難所を除く。